

地域を守るために 防災訓練



2月24日、山方南小学校を会場に市内の防災関係機関、常陸大宮済生会病院、学校、PTA及び地域住民の参加により防災訓練が実施されました。

災害時には関係機関と市民の皆さんとの連携・協力が重要となることから、緊急時の効果的な連携、迅速な活動をめざし行われたもので、消防団員や地域住民など約400人が参加しました。

○主な訓練の内容

茨城県地方に「マグニチュード7」の大規模な地震が発生。市内でも建物の倒壊や火災等の被害が発生したことを想定し、地元山方支団員及び山方南小児童や地域住民が訓練を行いました。また、常陸大宮済生会病院スタッフによる負傷患者を治療の優先順位で選別するトリアージ訓練を行いました。

その他、山方女性消火クラブによる非常炊き出し訓練が行われ、約3000人分の非常食が作られました。

また、消防署員の指導をもとに、水

バケツ訓練や応急担架の作成訓練、消火器の取扱い説明や住宅警報機設置の説明を行い、参加した児童や地域住民の皆さんは、真剣な表情で取り組んでいました。

公共事業からの暴力団排除



市では、公共工事の発注や市営住宅の入居等に関し、市民生活を脅かす暴力団等の関与を徹底して排除するため、2月19日、大宮警察署との間で、「建設工事等からの暴力団等排除に関する協定」及び「市営住宅における暴力団員の排除に関する協定」を締結しました。

これら協定は、市と大宮警察署が暴力団に関する情報交換等の分野で緊密に連携することで、市が発注する建設工事等への入札参加を防止するとともに、市営住宅についても入居制限を行い、暴力団関係者を排除しようとするものです。

区長会講話会



2月8日、文化センターロゼホールにおいて、区長会主催による講話会が茨城大学教授帯刀治先生を講師に迎えて開催されました。

「地方分権一括法の施行で行政と市民のかかわり方が変化しており、市民と行政が対等の立場で共に手を取り合って、地域の事業に取り組むことが必要である。」とのお話に、参加者から活発な質問が出ていました

この講話会は、常陸大宮市区長会主催の事業で、区長・副区長が、区を運営する上で必要な知識を習得し、行政と共に地域の発展に寄与することを目的として毎年開催しているものです。

自治功労者として表彰



森田 方さん(泉)が、茨城県市長会長から表彰を受けられました。

森田さんは、昭和29年4月に大宮地区交通安全協会の役員に就任し、53年の永きにわたり献身的な努力とリーダーとしての指導力を遺憾なく発揮し、交通安全普及啓発活動の推進に尽力をつくされ、その活動が評価され贈られたものです。

交通事故に注意しましょう

大宮地区交通安全協会御前山支部と御前山地区交通安全母の会では、大宮警察署の協力のもと、高齢者の交通事故をなくし、高齢者自身の交通安全意識の高揚と安全行動の定着化を図るために、1月27日に65歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯を訪問しました。

高齢者の事故の大半は、自宅付近の通り慣れた道路で発生しているため、普段から道路を渡るときなど安全確認に十分注意するよう、ひとりひとりに声をかけました。前回6月の訪問に引き続き今回の訪問で、御前山地域内のひとり暮らし高齢者世帯127世帯を訪問しました。



たくさんの鳥がいるよ!!



2月27日、伊勢畑小学校全校児童による野鳥観察会が行われました。

伊勢畑小学校は、県から愛鳥モデル校の指定を受けており、年数回の野鳥観察会を実施しています。

観察会では、日本野鳥の会の先生を講師に招き、学校周辺に生息する野鳥を観察しました。

子どもたちは、双眼鏡や望遠鏡を使って野鳥を探し、熱心に観察していました。

メイン会場の市ロゼホールでは、御前山母子保健推進員協議会で組織する「劇団ほのぼの」によるメタボリック症候群に関する創作劇の後、専門医による講演、パネルディスカッションが行われたほか、救急蘇生法の実技指導、運動指導療法、健康相談や栄養相談、歯科相談などが開かれました。

サテライト会場となった緒川総合センターでは、大型スクリーンにロゼホールの様子が映し出されました。また食生活改善推進員協議会緒川支部の

市民フォーラムイン常陸大宮
—みんなでメタボリック対策—

2月17日、「メタボリック症候群を考える」をテーマにした那珂医師会主催による市民フォーラムが開催されました。

皆さんの協力を得て、味噌汁の塩分濃度の違いについて参加者の皆さんと一緒に確認しました。

この日は、600人を超す参加者があり、あらためて健康の大切さを考えるフォーラムとなりました。



市税等の滞納処分に新たな手法!!

税負担の公平性を確保することを目的に、新たに「タイヤロック方式」で自動車の差押えを行います。

❖ どんな人が対象? ❖

督促や催告にもかかわらず、市税等の納付に応じない人が対象となります。

❖ どうするのか? ❖

自動車(普通自動車・軽自動車等)のタイヤに写真のような鋼鉄製タイヤロック装置を装着し、自動車が運行できないような措置をします。場合によっては、自動車の引き上げ、公売等も行います。

❖ タイヤロックを装着された自動車を移動、隠蔽、破損した場合は… ❖

地方税法第332条(滞納処分に関する罰)ほか、刑法第96条(封印破棄の罰)、第252条(横領の罰)等により処罰されることがあります。



納税が困難なときは…

災害や著しく生活困難な場合など、特別な事情がある場合には、納税の猶予等を申請することが出来ますので、納税相談をしましょう。

■問い合わせ先■

本庁収納課徴収グループ ☎52-1111 内線 125・126・127

各総合支所市民課庶務グループ

山方 ☎57-2121

美和 ☎58-2111

緒川 ☎56-2111

御前山 ☎55-2111

<平成19年度滞納処分件数>

- 預金差押 145件
- 不動産差押 34件
- 不動産参加差押 5件
- 不動産抵当権設定 5件
- その他の債権差押(生命保険等) 8件
- 茨城租税債権管理機構へ移管中 13件

(平成20年2月末日現在)